

校区変更に伴う経過措置について（全市域が対象）

令和14年（2032年）4月1日に新校区に移行した場合を例にご説明します

■ 在校生に対する経過措置

- 令和13年度末に小・中学校に在籍していた場合は、中学校卒業まで「旧校区」の学校に通います。
- 保護者の申請があれば、いつでも「新校区」の学校に変更することができます。
- 「新校区」の学校を選んだ場合、「旧校区」の学校には戻れません（新校区を選択した時点で経過措置の適用が終了）。

ポイント

 在校生は転校しなくてもOK。希望すればいつでも転校できる。

■ 校区変更後に小学校に入学するお子様に対する経過措置（兄弟関係の経過措置）

- 原則、「新校区」の学校に通います。
- お兄ちゃんやお姉ちゃんが「旧校区」の学校に通っているか、「旧校区」の学校の卒業生である場合は、保護者の申請があれば、その弟や妹も「旧校区」の学校に通うことができます（令和29（2047年）年3月31日までに小学校に入学するお子様が対象です）。

ポイント

 兄・姉との関係性を考慮して、校区変更後15年間にわたり旧校区を選択することができる。

※上記の経過措置の期限は令和14年4月1日に新校区に移行した場合の期限です。

校区変更に伴う経過措置について（全市域が対象）

■ 校区変更後に転入してくるお子様に対する経過措置

- 校区が変更となる地域に転入してきた児童・生徒は、原則、「新校区」の学校に通います。
- ただし、下の表に当てはまる学年の児童・生徒は、保護者の申請があれば、「旧校区」の学校に通うことができます。

転入年度	学年
令和14年度	小学校2年生～中学校3年生
令和15年度	小学校3年生～中学校3年生
令和16年度	小学校4年生～中学校3年生
令和17年度	小学校5年生～中学校3年生
令和18年度	小学校6年生～中学校3年生
令和19年度	中学校1年生～中学校3年生
令和20年度	中学校2年生～中学校3年生
令和21年度	中学校3年生

ポイント

 転入者についても、近所のお友達と同じように旧校区を選択できる。

※上記の経過措置の期限は令和14年4月1日に新校区に移行した場合の期限です。

校区変更に伴う経過措置について（豊川南小校区限定）

エリアA

豊川南小から萱野東小に
変わる地区
（中学校の変更はない地区）



エリアB

豊川南小のままだが
四中から六中になる地区
（中学校のみ変更となる地区）

エリアA

- 原則、第四中学校に通いますが、令和13年度末に小・中学校に在籍していた場合は、保護者の申請があれば、第六中学校に通うことができます（第六中学校を選択した場合は、第四中学校に変更することはできません）。
- エリアAへの転入者でP2の表に当てはまる学年の児童・生徒は、保護者の申請があれば、第六中学校に通うことができます。
- 兄弟関係の経過措置（P1）を申請して豊川南小学校に通っている児童は、保護者の申請があれば、中学校進学時に第六中学校を選ぶことができます。

エリアB

- お兄ちゃんやお姉ちゃんが第四中学校に通っているか、第四中学校の卒業生である場合は、保護者の申請があれば、その弟や妹も第四中学校に通うことができます（令和29（2047年）年3月31日までに中学校に入学するお子様が対象です）

ポイント

 豊川南小校区では、小学校での友人関係を考慮し、全市的な経過措置に加えて、四中か六中を選択できる柔軟な経過措置を追加

※上記の経過措置の期限は令和14年4月1日に新校区に移行した場合の期限です。